

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度

犯罪被害者等の 被害回復のための休暇制度

犯罪被害者等に
必要な「時間」

日常を取り戻すために



犯罪被害者の方々の状況をご存知ですか？

犯罪による被害は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではありません。

直接的な被害の後生じる様々な問題は、総じて「二次的被害」といわれています。

事件に遭ったことによる

**精神的ショックや
身体の不調**



医療費の負担や失職、
転職などによる

経済的困窮



捜査や裁判の過程における

**精神的、
時間的負担**



周囲の人々の無責任なうわさ話や、
マスコミの取材、報道による

精神的被害



こうした被害を軽減・回復するためには、

犯罪被害者等（※）の方々が仕事を続けられることは重要な意味を持っています。

※犯罪被害者等とは、犯罪被害者とそのご家族またはご遺族のことをいいます。

しかし、現状では…

- 心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障
- 治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤

などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

～幼い子どもを狙う犯罪に厳罰を～

事件から今日まで、私たち家族は、警察・検察での調書作成、保育園、弁護士さんとの話し合い等、生活の中で今回の件が大きな割合を占めました。生活のバランスも崩れ、ストレスも溜まり、普段は仲の良い家族が、ケンカになる事もありました。精神的にも肉体的にも、そして仕事へもろくに行けない事から、金銭的にも本当に苦痛を与えられました。

事件の被害者側は、普通に日常を送っていた人が突然、被害者や被害者家族となります。そんな時、警察や検察への対応、そして裁判までとなつた時、自分たちはどうすれば良いのか、どうしていくべきか何もわからずとも心細かったです。でも警察の方から被害者支援センターを紹介され、支援をお願いし、本当に最後まで私達被害者家族に寄り添ってくださいました。お会いした時にはいつも細やかなお気遣いをして下さったり、電話では不安な時や辛いときにお話を聞いて下さったりと、本当に心強かったです。

公益社団法人 全国犯罪被害者支援ネットワーク 手記集「犯罪被害者の声」より

～被害者が置かれている現状と事件がその後にもたらすもの～

通夜・葬儀の時から諸々の手続きや事務処理等、非常スイッチを入れて頑張ってくれていた主人が鬱病を発症し、仕事に行けなくなつたばかりか、1日中布団から起き上がりがれず、表情は消え、会話もなくなり、廃人のようになってしまいました。子どもたちは「パパがいると、家中お葬式みたいや」と言うようになりました。

その後、主人は9ヶ月間休職し、私も退職していたので収入は激減し、貯金を切り崩して生活をしなければなりませんでした。残された私たち家族もまた、一生、深い悲しみと苦しみを背負って生きていかなければなりません。筆舌に尽くしがたく、「引きちぎられた」「もぎ取られた」「引き裂かれた」といった感覚でしょうか。

傷ついた被害者・遺族が少しでも癒やされ、少しでも平穏な生活を取り戻せるように、国や世間の人たちに、被害者・遺族が置かれている現状を知って頂き、傷ついた被害者・遺族こそが救われる国になってほしいと切に願います。

公益社団法人 全国犯罪被害者支援ネットワーク 手記集「犯罪被害者の声」
山田ゆかりさんの手記より

事業者の皆様へ

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてください。



**犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、
年次有給休暇だけではなく、
被害回復のための休暇制度の導入が求められています。**



事件や事故の直後は、警察への届け出、事情聴取、証拠提出などで警察へ出向かなければならず、また病院で診察を受けるなど、これらの対応で被害の直後から様々な手続などに時間を割かなくてはならない状況に置かれます。また裁判が始まると、裁判への出廷・傍聴や、弁護士との相談・打合せが必要となる場合もあります。多いときには1年間に10回以上裁判が行われる場合もあるなど、年次有給休暇だけでは対応できない場合が多くあります。

この休暇の具体的な導入方法としては、以下のようなものが考えられます。

例
1

既存の特別な休暇制度を活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

例
2

社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて必要な休暇を付与する旨を周知

必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

例
3

各企業における特別な休暇制度の一つとして「犯罪被害者等休暇制度」を創設

どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるのか、また、休暇の付与日数を何日とするのかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

いずれの方法にしても検討する際には、アンケートやヒアリングを行い、休暇に対する従業員のニーズを把握するとともに、社内の意見調整を行うなど、労使で十分に話し合って、自社の状況に合ったものとすることが重要です。

**犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、
精神的・身体的被害を軽減・回復できるように取り組んでいきましょう。**



就業規則記載例

犯罪被害者等の方々の被害回復のための
休暇制度を導入する場合には、
就業規則に次のような規定を盛り込むことが考えられます。

就業規則記載例

犯罪被害者等休暇

第〇条 会社は犯罪の被害等を受けた従業員の心身の回復を図り、早期に通常の業務に専念することができる目的として〇日を限度に有給の休暇を与える。
なお、この休暇は時間単位の取得も認める。

2. 前項の休暇は、従業員が次の事由により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与える。
 - ①犯罪被害者による心身の治療のための通院
 - ②犯罪被害者による警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴
 - ③その他前各号に準じ会社が必要と認めた事由
3. 前項の対象となる従業員には、配偶者、子、父母、配偶者の父母、兄弟姉妹等(〇条〇項で定める範囲)の親族が犯罪の被害を受けた場合を含む。
4. 会社は、従業員の事情により別途の取り扱いを行う場合もある。

新たな休暇制度として「犯罪被害者等休暇」の規定を設けた例です。
日数の制限や時間単位の取得の可否、有給無給の別など、
各企業の状況に応じて定めてください。

参考ホームページ

働き方・休み方改善ポータルサイト
「特別な休暇制度」ホームページ
● <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>

犯罪被害者等施策ホームページ
● <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>